

文化庁と全国大学コンソーシアム協議会及び公益財団法人大学コンソーシアム京都との連携に関する
協定書

文化庁と全国大学コンソーシアム協議会及び公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム」という。）は、我が国の文化芸術の振興及び地方創生に寄与するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

文化庁と大学コンソーシアムは、本協定に基づき、相互の連携・協力により、我が国の文化芸術の振興に関する人材育成及び理解増進並びに地域文化の振興等の地方創生の推進を図る。

第2条（連携事項）

- （1）文化庁と大学コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、人材育成、人的な交流・協力、情報共有、調査研究その他両者が必要と認めた事項について連携し協力する。
- （2）全国大学コンソーシアム協議会は、当該協議会に加盟する各大学コンソーシアムが本協定に基づく具体的な事業の実施に参画できるように協力するものとする。
- （3）本協定に基づき具体的な事業を実施するにあたっては、文化庁と大学コンソーシアムは、その都度協議を行うものとする。

第3条（有効期間）

本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は2028年度末までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第4条（その他）

本協定に定める事項については疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、文化庁と大学コンソーシアムが協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

2025年 3月 27日

文化庁長官

全国大学コンソーシアム協議会代表幹事

都 倉 俊 一

（ 都 倉 俊 一 ）

川 野 祐 二

（ 川 野 祐 二 ）



全国大学コンソーシアム協議会代表幹事
公益財団法人大学コンソーシアム京都理事長

小 原 克 博

（ 小 原 克 博 ）